

# 新型コロナウイルス 感染症に係る 緊急対策(第3弾)

問合せ/政策企画課(☎232-9104)

市は、新型コロナウイルス感染症への緊急対策として、「感染症の拡大防止」「市民生活の安定化」「地域経済の回復」の3つの柱に基づき、さまざまな取組を行っています。

7月15日に決定した緊急対策(第3弾)について、主な取組を紹介します。

## 感染症の拡大防止

- ・災害時の指定避難所等における衛生対策の強化(小・中学校校舎トイレの洋式化)
- ・スポーツ施設や水戸芸術館へのAIサーマルカメラ(※)の導入 ※人体を認識して、高速・非接触で体表温度を測定するカメラ
- ・ごみ散乱防止用ネットの配布(下表2)
- ・PCR検査体制の拡充(県や医師会などと連携し、地域検査センターを設置)
- ・妊婦に対するPCR検査費用の補助

## 市民生活の安定化

- ・小・中・義務教育学校の児童・生徒にタブレット端末を一人1台ずつ整備(GIGAスクールの加速化)
- ・6～8月の小・中学校給食費の無償化(下表3)
- ・水戸産農産物で一人暮らしの学生を支援(下表1)
- ・新生児特別給付金の支給(下表4)

## 地域経済の回復

- ・県の休業要請に協力した飲食店などへの支援(下表7)
- ・ものづくり事業者への支援(下表8)
- ・オンライン合同企業説明会に参加する企業への支援(下表9)
- ・芸術文化の発信の場となるライブハウス、劇場などへの支援(下表10)
- ・「経済振興・子育て支援みとちゃん」のプレミアム商品券の一般販売分3万3千セットを追加発行(子育て世帯分1万セットを含む計6万5千セットを発行)
- ・学校給食での地場農産物の活用
- ・水戸美味スタンプラリーの実施

## 緊急対策(第3弾)

補正予算額 30億1,000万円

- 1 感染症の拡大防止 4億8,160万円
- 2 市民生活の安定化 20億2,280万円
- 3 地域経済の回復 5億 560万円

第1弾補正予算額	4億6,000万円
第2弾補正予算額	6億7,700万円
緊急対策補正予算額(累計)	41億4,700万円

## 事業者向け支援策

支援策	内容	申請期間	申請方法	申請先・問合せ
7 休業協力店舗等緊急支援	対象/県の休業要請(時間短縮営業を含む)に応じた対象店舗または事業所 給付額/10万円 ※2店舗(事業所)以上を有する場合は20万円。	7月27日(月)から	申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送 ※申請書は、各申請先または市ホームページで入手できます。	商工課 (☎310-8610、☎232-9185)
8 ものづくり事業者事業継続支援金	対象/製造業または情報通信業(一部)を営む中小企業で、3～7月のうち、前年同月比で売上が30%以上減少した月があること 給付額/負担する額の3分の2(最大40万円)			
9 オンライン合同企業説明会への参加促進補助金	オンラインによる企業説明会に参加する企業を支援します。 対象/市内企業(法人のみ) 補助額/負担する額の5分の4(最大5万円)	8月3日(月)から		
10 芸術文化施設活動継続支援金	対象/芸術文化に関する公演・展示等を一般公衆に鑑賞させることを主な目的とする施設(技術等の指導を目的とするものを除く)の運営を行い、自ら公演等の企画の実績を有する民間事業者 給付額/1施設につき20万円	7月27日(月)～10月31日(土)		文化交流課 (☎310-8610、☎291-3846)

## 家賃支援給付金

テナント事業者に対して給付金を支給します。  
対象/テナント事業者のうち、中小企業や個人事業者などで、5～12月において、次のいずれかに該当する方  
①いずれか1か月の売上が前年同月比で50%以上減少  
②連続する3か月の売上が前年同月比で30%以上減少  
給付額/申請時の直近の支払家賃(月額)に係る給付額(月額)の6倍(6か月分) ※算定方法や上限など、詳細は、お問合せください。  
申請期間/令和3年1月15日(金)まで  
申請方法/家賃支援給付金ホームページ(<https://yachin-shien.go.jp>)から申請  
▼申請の支援を行っています  
申請サポート会場/水戸プリンスホテル(桜川2)  
申込み/事前に、同ホームページから予約 ※申請サポート会場電話予約窓口(☎0120-150-413)でも受付けます。  
問合せ/家賃支援給付金コールセンター(☎0120-653-930)または商工課(☎232-9185) ※コールセンターの受付は午前8時30分～午後7時。

## 事業継続緊急支援

対象を拡充!

国の持続化給付金の対象外となる事業者への市独自の支援について、対象を広げるとともに、店舗などを賃借している場合は給付額を加算します。

	3～7月	8～12月
	上記期間のうち、いずれか一月の売上が前年同月比20%以上(50%未満)減少	
法人	20万円	20万円
個人事業主	10万円	10万円

※各期間において、いずれか一月の売上が前年同月比30%以上減少かつ店舗などを賃借している場合、法人は20万円、個人事業主は10万円を加算。  
※太字は拡充部分。

申請・問合せ/申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送で、水戸市商工課(☎310-8610、☎232-9185)へ ※申請書は、市ホームページから入手できます。

事業者の方は、自らが対象となるか、再度確認をお願いします。

## 個人向け支援策

支援策	内容	申請期間	申請方法	申請先・問合せ
1 水戸産農産物で一人暮らしの学生を支援	アルバイト収入の減少や帰省の自粛で生活に不安を抱えている学生に対し、水戸産の米などを届けます。 対象/学校教育法に定める大学・専門学校などに在学し一人暮らしをしている方で、次のいずれかに該当する方 ①水戸市出身で市外に居住している ②市外出身で水戸市に居住している 内容/水戸産米5kg、常陸牛カレー、梅干しなど	8月25日(火)～10月31日(土)	申請書に必要事項を記入のうえ、学生証の写しを添えて、郵送または「いばらぎ電子申請・届出サービス」から申込み ※申請書は、8月25日以降、市ホームページなどで入手できます。	農産振興課 (☎319-0393、☎259-2212)
2 ごみ散乱防止用ネットの配布	散乱したごみからウイルスに感染する可能性があるため、カラスなどに荒らされやすい状態のごみ集積所を対象に、ごみ散乱防止用ネットを無料で配布します。	12月中旬から	※今後「広報みと」や市ホームページに掲載。	清掃事務所 (☎297-5821)
3 小・中学校給食の無償化	令和2年6～8月分の市立小・中・義務教育学校の給食費を無償とします。			学校保健給食課 (☎306-8627)
4 新生児特別給付金	対象/令和2年8月31日現在、市内に居住し、令和2年4月28日～8月31日に生まれた子を持つ世帯主のうち、水戸市から特別定額給付金を受給した方 給付額/新生児一人につき10万円	申請不要		福祉総務課 (☎232-9169)
5 障害児養育世帯緊急支援金	対象/障害児福祉手当、市中心障害児福祉手当の認定者 ※対象者には通知を送付します。 給付額/児童一人につき2万円			障害福祉課 (☎350-8053)
6 ひとり親世帯臨時特別給付金	【基本給付】 対象/①令和2年6月分の児童扶養手当の受給者 ②公的年金等の受給により令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止の方 ③新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当の受給者と同水準になっている方 給付額/1世帯につき5万円、第2子以降一人につき3万円 【追加給付】 対象/①・②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、収入が減少している方 給付額/1世帯につき5万円		①の方は申請不要。②・③と追加給付の方は、申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送 ※申請書は、児童扶養手当の受給資格者などで、対象となる可能性のある方に送付します。児童扶養手当を申請していない方などは、市ホームページをご覧ください。	子ども課 (☎310-8610、☎232-9176)